

Kobe Creators Note記事制作・情報発信業務に係る委託契約書

神戸市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）との間で、次の表の条項及び別紙委託契約約款の条項（次の表の第5項に定める条項を除く。）により委託契約を締結する。

1 委託業務に係る委託料 （前金払又は概算払により 支払うものは、その旨及び 支払う時期）	〇,〇〇〇,〇〇〇円 （うち消費税及び地方消費税相当額 〇〇,〇〇〇円）
2 契約保証金（第10条関係）	神戸市契約規則第25条1項の規定により免除とする。
3 委託業務の履行に係る期 間又は期日（以下「委託期 間等」という。）	契約締結日から令和3年3月31日まで
4 甲が乙に対し委託業務の 履行のために必要な設備等 を有償で提供する場合、そ の金額（第11条第3項関係）	なし
5 別紙委託契約約款のうち 適用を除外する条項	第14条第1項から第3項まで
6 別紙委託契約約款に付加 する条項の内容	第32条 この契約によって作られる成果物の著作権は乙に 帰属するものとする。 2 乙は、甲の責任において甲及び甲の承認した団体が成果 物を修正すること及び甲の業務遂行のために利用することを 認めるものとする。なお、甲は修正した箇所及び内容につい て乙に通知するものとする。 3 乙は、甲の書面による承諾なくして、成果物を目的外に利 用し、又は第三者に提供し、若しくは利用させてはならない。 委託期間等の終了の後又はこの契約が解除された後におい ても、同様とする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年〇月〇日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

代表者 神戸市長

印

乙

印